

南あ監査発第 40 号
令和 6 年 11 月 7 日

措置請求人
(省 略)

南あわじ市監査委員 四 宮 章 博

南あわじ市監査委員 廣 内 孝 次

南あわじ市職員措置請求に係る監査結果について

令和 6 年 9 月 19 日付けで提出のありました南あわじ市職員措置請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、監査の結果を別紙のとおり通知します。

職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果

第1 請求の内容

1 請求書の受付

令和6年9月19日

2 請求書の受理

令和6年9月25日

3 請求人

（省略）

4 請求の要旨

本件措置請求書に記載された請求の要旨は次のとおりである。

第1 請求の対象となる職員

南あわじ市教育委員会

第2 監査請求の対象となる行為

南あわじ市教育委員会が、補助金交付団体Aに対し令和5年10月4日付けの実績報告書により「文化・スポーツ担い手強化応援補助金（以下「補助金」という。）」で1回目の最大15万円の補助金を支給した。

第3 本件が財務会計上違法又は不当となる行為

- 1 補助金は、1回目の申請は上限15万円、2回目の申請は上限10万円、3回目の申請は上限5万円と理解している。3回申請すれば最大30万円、市民の血税による公費負担により補助金を受けられる。
- 2 令和5年10月4日付け補助金実績報告書に基づき、補助金交付団体Aに関しては、1回目の申請であるため補助金は最大の15万円が市民の血税から給付されている。
- 3 「補助金Q&A」に基づく補助金の対象団体の要件は次のとおりである。
 - (1) 青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う団体（補助金の対象となる公益的な社会教育活動を行う団体）
 - (2) 誰でも受け入れてくれる団体

これらの要件に基づき、補助金の交付団体は「公益的な社会教育活動を行う団体」かつ「誰でも受け入れてくれる団体」であると理解している。

しかし、請求人の経験に基づく、松帆地区公民館を拠点に活動している補助金交付団体Aは、松帆地区住民が入会を希望した際に断った事実がある。このため、補助金交付団体Aは、特定の条件を満たす者のみを受け入れており、公益的ではなく、不特定かつ多数の者を対象とした社会教育活動ではない。したがって、補助金交付団体Aは「誰でも受け入れてくれる社会教育関係団体」ではないため、補助金の対象外であると考える。

4 「補助金Q&A」より、Q：今回の補助金を目的として、新しく団体を設立したいのですが、対象団体となりますか？に対し、A：対象となります。青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う市内の団体（地域クラブ）で、今後中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れるための準備を実施しようとする団体が対象です。となっている。

(1) 補助金対象団体の要件について

「青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う」とあるが、これは補助金の対象となる公益的な社会教育活動を行うと理解してよいのか。また、補助金の対象となる公益的な社会教育活動については、補助金交付団体が行う社会教育活動は、特定の条件を満たす者のみが参加できる公益的ではない社会教育活動であり、地域住民誰もが自由に参加できるものではない。このような社会教育活動が公益的であるとは到底考えられない。不特定かつ多数の者を対象としていない社会教育活動を行っているため、市民の血税を使って補助金を支給することは極めて不適切であり、強い疑念を抱かざるを得ない。この点について厳正かつ徹底的な監査を強く求める。

5 「補助金Q&A」より、Q：友人同士で集まって事業を実施する場合、対象となりますか？に対し、A：文化・スポーツ団体で、中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れ可能である意思表示を示している市内を拠点に活動する地域クラブが対象です。新たに活動を始めたい人など、誰でも受け入れてくれる団体が対象です。となっている。

(1) 補助金対象団体の要件について

補助金の対象団体であることの要件は「誰でも受け入れてくれる団体」が対象とのことであるが、補助金交付団体Aの行う社会教育活動は、特定の条件を満たす者のみを受け入れる公益的ではない不特定かつ多数の者を対象としていない社会教育活動であり、「誰でも受け入れてくれる社会教育関係団体ではない」ため、補助金の対象外と思われる。にもかかわらず、なぜ「市民の血税」から1回目の最大15万円補助金が給付されているのか。この点について厳正な監査を強く求める。

請求人が経験した事実として、住民の共有財産である松帆地区公民館を拠点に活動しているにもかかわらず松帆地区住民が入会を希望し断られたケースがある。このような事実があるにもかかわらず、補助金が給付されている理由について厳正な監査を強く求める。

さらに、中学生を含む一般市民等が入会を希望し、補助金交付団体Aの自主的な判断に基づき、当該団体が自由に入会希望者を断った場合、すでに支給されている補助金はどのようなになるか。また、補助金対象団体から除外され支給された補助金は返還されるのか。この点についても

厳正な監査を強く求める。補助金交付団体Aが入会制限を設け、入会希望者を自由に断ることは、公益的な社会教育関係団体としての矛盾ではないのか。にもかかわらず補助金が支給されている。この点についても厳正な監査を強く求める。

6 備品購入

- (1) 補助金実績報告書 収支決算書に基づく備品の購入一覧は以下のとおり。

①リバーシブルジョイントマット 92,690 円(ボディメーカー、31 枚)

②体操マット 35,982 円(2 枚)

③コーチングミット 24,900 円(Relive、5 台)

領収書には「ボディプロテクター5 個」と記載されています。この点について監査をお願いしたい。

- (2) 補助事業の効果

①道場のマット 31 枚+従来 25 枚で、広くなり、10 人増加しても可。

現実的に 10 人もの中学生が入会するとは思えない。6 枚程度の購入が適切だと思われる。この点について監査をお願いしたい。

②柔らかい体操マットで、安全と、繰り返し受身の修練に役立つ

このような高価なマットは 1 枚で十分ではないか。実際補助金が支給されなければ購入されなかったと推測される。この点について監査をお願いしたい。

③大きなミットで、かつ、人体に密着するのでよりリアルな強い打撃ができるようになった。

5 台購入しているが、このミットを使用するには持ち手が必要である。そのため 5 台のミットは 10 人の中学生の受け入れのために購入されたと思われる。しかしながら現実的に 10 人の中学生が入会するとは思われない。当該団体の会員数は 10 人程度なのでこれは現会員のために購入されたと疑われる。中学生の受け入れのために購入したのであれば 2 台で十分だと思われる。この点について監査をお願いしたい。

また、市民の血税による公金支出により購入された備品を含む備品が住民の共有財産である松帆地区公民館の倉庫に置かれているが、これらの備品は地元住民が入会を希望し断られたことにより住民の共有物になることはなく、また使用できないが、このようなものを住民の共有財産である松帆地区公民館に保管する許可を出してよいものか監査をお願いしたい。

- (3) 実施したことが証明できる書類等

これらの証明写真には実際に中学生が使用している証明写真が含まれ

ていない。一方、団体Bでは証明写真に実際に2人の中学生が今回の補助金で購入された備品を使用している写真が南あわじ市広報の表紙に掲載されている。当該団体の証明写真にはこのように実際に中学生が使用している写真がないため、市民の血税による公金支出により15万円で購入された備品の証明写真としては不十分ではないか。この確認方法について監査を求める。

7 団体の会費

今回の補助金対象団体については、団体の会費について特に制限は設けていないが、当該団体は月会費2,500円を徴収している。一方、団体Bでは参加費として1回100円を徴収している。どちらの団体も文化協会に加入しているため、公民館使用料は免除されている。しかしながら、当該団体は会員数10人として単純計算で2,500円×12ヶ月で年間30万円の会費が集まっているが、この大半を備品購入に充てられると思われる。一方、団体Bでは参加費として年間3万円程度を徴収していると記憶している。よって、今回の補助金制度には不公平を感じている。

8 公金負担である補助金対象団体や公民館使用料免除団体について

市民の血税による公金負担である補助金対象団体や公民館使用料免除団体への参加は、「全ての市民一人一人にとって」自由であるべきである。例えば、補助金交付団体Aのように地元住民に入会制限を行っている団体が、地域住民の共有財産である公民館を使用し、かつ市民の血税によって公民館の使用料が年間約42万円、全額補助され、さらに1回目の最大15万円の補助金が支給されているにも関わらず、入会に制限を設けることは、公平な受益者負担の原則に反している。このような状況は、補助金の公平な分配と利用の原則に反しており、全ての市民が平等に利益を享受できるようにするための改善が必要である。

このため、公民館使用料の免除や補助金の対象となる団体を選定する際の明確な基準の設定は不可欠であり、これは「市民の権利」である公共施設への平等なアクセスを保障するための絶対条件である。「市民全員」が公共の施設や資源を公平に利用できるようにするためには、透明性と公正性を確保するための具体的な方策が必要である。

「市民の平等な権利」として、公共施設へのアクセスは保障されるべきであり、そのための明確な規範は、公正な社会を実現する上で欠かせない要素である。

補助金交付団体Aの行う社会教育活動は入会制限を設けており、特定の条件を満たす者のみが参加できる公益的ではない社会教育活動を行っている。補助金交付団体Aに対する地元住民が自由に参加できない公益的ではない社会教育活動について、地域住民から否定的な評価が寄せられている。

特に、旧西淡町民の血税により建設された松帆地区公民館を拠点に活動しているにもかかわらず「地域住民ではない神戸市民の代表者が」地元住民の入会希望者を断ったことについて批判がある。これらの事実が監査委員の評価に影響を及ぼすことはないのか。

旧西淡町民の税金により建設された松帆地区公民館を拠点に活動しているにもかかわらず、地元住民の参加が制限されている点について、社会通念上問題はないのか。

また、この行為は松帆地区公民館の設置目的に違反する行為であり、教育委員会の使用許可及び減免措置や補助金の審査に影響を及ぼすことはないのか。

公民館は地域住民の集会場と考えると、当該団体が概ね南淡地域住民で構成されていると推測されるにもかかわらず、南淡地域の公民館を有効利用せずに松帆地区公民館を使用していることは不合理ではないか。また、社会通念上問題はないのか。

公民館の使用料免除及び補助金の対象となる公益的な社会教育活動は、原則として入会制限を設け、特定の条件を満たす者のみが参加できる社会教育活動ではなく「市民が自由に参加可能なもの」に限定するべきである。

入会制限を設け、特定の条件を満たす者のみが参加できる公益的ではない社会教育活動は、公民館使用料免除や補助金の対象外とされるべきである。

「市民が自由に参加できる公益的な社会教育活動」は、日本国憲法第 26 条（教育を受ける権利）、教育基本法第 4 条（教育の機会均等）、および南あわじ市人権教育基本方針によって保障されている。したがって、地元住民が自由に参加できない公益的ではない社会教育活動は、これらの法律や方針、および松帆地区公民館の設置目的に違反していると言える。

この点について、補助金交付団体 A に対する使用料の免除が南あわじ市公民館条例第 9 条第 2 項および同条例施行規則第 6 条第 1 項第 3 号に基づき適用されている事実が、条例に違反していないのか、また、条例の精神に沿った運用がなされているかどうかについて厳正な監査を求める。さらに、市民の血税による公金支出により 1 回目の最大 15 万円の補助金が支給されていることについても、厳正な監査を求める。

他の自治体では、特定の条件を満たす者のみが参加できる公益的ではない社会教育活動ではなく、入会制限を設けず、「市民が自由に参加できる公益的な不特定かつ多数の者を対象とした社会教育活動」への参加の権利を保証する要件を設け、これを満たさない団体は社会教育関係団体や減免団体の登録取り消しの対象としている。このような方針は、市民の社会教育活動への参加機会を広げ、より包括的な社会を形成するために重要である。

したがって、南あわじ市においても、以下のような基準を設けることを提案する。

- ①公民館使用料の全額補助や補助金対象団体は、入会制限を設けず「市民全員に開かれた参加」を義務付けること。入会制限を設けている団体は補助の対象から外すこと。
- ②公民館使用料の免除や補助金の対象となる団体を選定する際の透明で公正な基準を確立すること。
- ③「市民が公共施設へのアクセスを平等に享受できるよう」、具体的な規範と方策を設けること。

これらの提案は、市民の公共施設への平等なアクセスを保障し、公正な社会の実現に向けた重要な一歩となる。南あわじ市における公民館使用料免除制度および補助金対象団体の選定基準の見直しと改善に向けて、これらの基準が考慮されることを強く要望する。他の自治体の事例を挙げ、南あわじ市における明確であり適切な基準の設定を検討することを強く要望する。

これらの要件は、市民の社会教育活動への自由参加を促進し、公平で透明性のある基準を確立するために重要である。

南あわじ市においても、補助金や使用料免減免の対象団体について、これらの要件を基にした明確で適切な基準の設定を検討することを強く要望する。

具体的には、南あわじ市文化協会加入団体の定義や地区文化協会の規約に規定することを強く要望する。

市民の社会教育活動への自由参加を促進するための明確で適正な基準の設定は、市民の権利を保護し、より活発な市民参加を実現するために不可欠である。請求人は、南あわじ市がこの提案を真摯に受け止め、実行に移すことを期待する。

以上の理由から、本件については、市民の血税による公金支出により 1 回目の最大 15 万円の補助金が支給されていることについて、厳正な監査を求める。

第4 監査委員に求める措置

今後の補助金の支給を停止する。違法又は不当な支給が確認された場合、支給された補助金の返還を求める。

第2 監査の執行

1 監査の期間

令和6年9月25日から同年11月7日まで

2 監査の対象部署

教育委員会スポーツ青少年課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和6年10月3日に請求人より、証拠書類の提出があった。

4 関係人の陳述及び証拠書類

令和6年10月24日に教育委員会スポーツ青少年課長及び同課係長を聴取した。

第3 監査の結果

1 主文

本件監査請求のうち、要旨1から要旨5までを棄却とし、要旨6から要旨8までを却下とする。

2 理由

(1) 関係法令

文化・スポーツ担い手強化応援補助金の主な根拠法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

イ 南あわじ市補助金等交付規則（平成17年規則第147号）

ウ 南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱（令和5年告示第96号）

（趣旨）

第1条 この告示は、文化又はスポーツに携わる団体が、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の将来の担い手となる人材を確保し、活動体制を強化することを目的として、予算の範囲内で交付する南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 対象者は、市内において活動する文化又はスポーツに携わる団体であって、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の担い手となる人材を確保し、活動体制の強化に取り組むため、継続した活動続ける団体（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く

(1)～(4) 略

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 補助金交付団体Aは、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金要綱（以下「要綱」という。）に基づき、担当課に令和5年8月14日付けで補助金に係る補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書その他関係書類の提出を行った。

イ 担当課は、令和5年8月28日に南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金に関する基準（内規）に基づき、補助金審査を実施した。

ウ 担当課は、審査結果に基づき、令和5年9月5日付け南あ教体発第353号で交付の決定を行い、同日付けで通知した。

エ 補助金交付団体Aは、担当課に令和5年10月4日付けで補助金実績報告書、収支決算書その他関係書類の提出を行った。

オ 担当課は、実績報告について審査を行い、交付決定の内容等に適合すると認め、令和5年10月12日付け南あ教体発第412号において補助金の額を確定し、同日付けで通知した。

カ 補助金交付団体Aは、令和5年10月16日付けで補助金の請求があり、担当課は、令和5年11月15日に当該団体に対し、補助金15万円を支払った。

(3) 監査委員の判断

はじめに、請求人の要旨が多岐にわたることから、請求人より主たる請求内容を確認した。

本件主たる請求内容は、教育委員会が補助金交付団体Aに対し、要綱第2条に規定する補助対象者の要件を満たしていないにもかかわらず、違法又は不当な公金支出を行ったことであると確認し、監査を実施した。

補助金の公金支出については、地方自治法第232条の2の規定により、「公益上必要がある場合」においては、寄附又は補助をすることができるとしている。

また、南あわじ市においては、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年規則第147号）（以下「規則」という。）の他、関連のある要綱等に基づき支出されている。

地方自治法でいう「公益上必要がある場合」とは、本件においては、要綱第1条に規定するように「文化又はスポーツに携わる団体が、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の将来の担い手となる人材を確保し、活動体制を強化すること」であり、その趣旨及び目的に合致するとして要綱第2条に規定する補助対象者に対し補助金を交付するものである。

違法又は不当な公金支出とする請求人の主たる請求内容には、大きく2つある。

第一に、請求人は、教育委員会作成の文化・スポーツ担い手強化応援補助金Q&A（以下「Q&A」という。）に基づき、補助金交付団体Aが要綱第2条に

規定する補助対象者としての要件を満たしていないと主張している。

請求人の主張に引用されるQ & Aの記載事項は、「①誰でも受け入れてくれる団体」「②青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う市内団体」の2点である。

本件補助金については、規則及び要綱に基づき一切の手続きが行われており、Q & Aに関しては全文を読む限りにおいて、規則及び要綱の補足事項を示したものと解される。ゆえに、請求人が主張する事項において根拠とすべきは、規則及び要綱といえる。

「①誰でも受け入れてくれる団体」の文言については、Q & Aのうち当該記載事項全文から、要綱第2条に規定する補助対象者の要件の補足事項として記載されたものと認識できる。

要綱第2条の規定から、「誰でも受け入れてくれる団体」とは、補助対象者が団体への入会に際し、補助対象要件である「中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の担い手となる人材」に対し制限を設けないことを示すために記載された事項であると解する。

次に、「②青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う団体」の文言についてであるが、この点についても、Q & Aのうち当該記載事項全文から、要綱第2条に基づき、新規団体を設立した場合の補足事項として記載されたものと認識できる。要綱第2条の規定から、「青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う団体」とは、「活動体制の強化に取り組むため、継続した活動を続ける団体」となるよう、構成員及び組織的な活動の形成を明確に示すために記載された事項であると解する。

第二に、請求人は、補助金交付団体Aが入会制限を行っており、特定の条件を満たす者のみが参加できる公益的ではない社会教育活動であり、地域住民誰もが参加できるものではないと主張している。

この点については、前述した「②青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う団体」について再考する必要がある。

請求人は、②に対し請求書内において、「補助金の対象となる公益的な社会教育活動を行う団体」と定義づけている。

しかしながら、要綱第1条及び第2条において、本件補助金の対象となるべき団体については「市内で活動する文化又はスポーツに携わる団体」と定義しており、請求人の主張する「社会教育活動を行う団体」との定義はない。また、Q & Aに例示されている団体を見ても、地域づくり協議会、自治会、老人クラブ、スポーツクラブ 21 など、地域において多様な活動を行っている団体であり、社会教育活動を行う団体とする文言はない。

つまり本件要綱に則れば、補助対象者は社会教育活動を行う団体に限らず、地域で活動する団体であって、文化又はスポーツに携わる団体に対し補助金を交付するものと解することができる。

請求人は請求書全般において、補助金交付団体Aを「社会教育活動を行う団体」又は「社会教育関係団体」と定義した上で、補助対象者の要件を欠くように主張する箇所が見受けられるが、本要綱における補助対象者の要件においては不問である。

また、請求人の主張として、補助金交付団体Aは「特定の条件を満たす者のみに参加できる」「地域住民誰もが自由に参加できるものではない」とし、前述した「①誰でも受け入れてくれる団体」ではないとして、補助対象者としての要件を欠くとしている。

しかしながら、一般的に、入会に関しては団体の定めるルール等に基づき、その団体の意思決定により入会希望者の適否を判断するものと解されていることから、適否の経緯に正当性が見られない場合を除いては、要綱第2条に規定する補助対象者の要件を欠くとは言えない。

(4) その他

請求人のいう主たる請求内容以外の部分（要旨6から要旨8までの部分）については、次に掲げる理由から監査対象外とする。

要旨6 備品購入については、補助金交付決定後における備品購入に関する監査請求であるが、本件主たる請求内容が補助金交付の適否を問う内容であったことから、監査対象外とする。

要旨7 団体の会費については、請求人の所感と見受けられることから、監査対象外とする。

要旨8 公費負担である補助金対象団体や公民館使用料免除団体については、請求人の提案及び要望事項と見受けられることから、監査対象外とする。

(5) 結論

以上から、本件補助金の支給は、違法又は不当な公金支出であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないので、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、南あわじ市監査委員の合議により主文のとおり決定する。